

平成24年（行ウ）第369号 法人文書不開示処分取消請求事件

原 告 レペタ・ローレンス

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告準備書面（2）

2013年 3月 1日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 古 本 晴 英

同 弁護士 柳 原 敏 夫

同 弁護士 神 山 美 智 子

同 弁護士 船 江 理 佳

目 次

第1 法人文書目録(2)の文書の特定——実験ノートが存在すること——

1、遺伝子組換え作物の開発において実験ノートの作成が不可欠であること（一般論） 2頁

2、本遺伝子組換えイネの開発において実験ノートの作成が不可欠であること（具体論） 2頁

3、本研究プロジェクトで実施された実験と実験ノートについて1（川田元滋氏）	3頁
4、誰が実験ノートの作成者か（川田氏）	5頁
5、本研究プロジェクトで実施された実験と実験ノートについて2（大島正弘氏）	6頁
6、誰が実験ノートの作成者か（大島氏）	8頁
7、小括	8頁
第2 法人文書目録(2)の文書の法人文書性	
1、組織共用文書性の判断（一般論）	9頁
2、実験ノートの組織共用文書性の判断（具体論）	10 頁
3、本件実験ノートの組織共用文書性の判断	12 頁
4、本件審査会の答申の問題点	13 頁
5、小括	14 頁
第3 成績・計画概要書に関する瑕疵について	14 頁
第4 今後の進行について	15 頁

被告の準備書面(2)に対する原告の反論は次の通りである。

第1、法人文書目録(2)の文書の特定——実験ノートが存在すること——

1、遺伝子組換え作物の開発において実験ノートの作成が不可欠であること（一般論）

一般論として、遺伝子組換え作物の開発の中で実施される実験において、実験ノ

ートの作成が不可欠であることは研究者なら誰も異論がない（甲１７本暮意見書）。被告側の研究者ですらこれを認めている（甲１８。補充理由説明書（２）添付資料の東北大教授の陳述書も「実験ノートの作成が不可欠であること」を暗黙の大前提にして、その使用態様、あり方等を論じている）。

2、本遺伝子組換えイネの開発において実験ノートの作成が不可欠であること（具体論）

従って、遺伝子組換え作物の開発の具体例である、被告が１９９８年から開始した「ディフェンシン遺伝子を導入した組み換えイネ系統の屋内栽培実験」及び２００５年及び２００６年に実施した「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」に関する研究（以下、前者を本屋内栽培実験、後者を本隔離圃場栽培実験、両者を総称して本研究プロジェクトという）の中で実施された各実験において、その都度 実験ノートが作成されたことも言うまでもない。

3、本研究プロジェクトで実施された実験と実験ノートについて１（川田元滋氏）

では、本研究プロジェクトにおいてどのような実験が実施されたか。その一端が、被告も準備書面（２）２頁で本研究プロジェクトで作成されたことを認める、特許出願書類（甲６・同７）・論文（甲８）の中で明らかにされている。

すなわち、本研究プロジェクトで少なくとも以下の実験が以下の者によって実施されたことが認められる。

書面・論文	実験の概要	実験の主体
実験成績証明書（甲６）	本願発明のタンパク質を作り出す遺伝子を組み込んだ遺伝子組換えイネがいもち病菌などの病原菌にど	川田元滋氏

	れくらい強いかなを実験。	
実験成績証明書（甲7）	実験1：本願発明のキャベツから取り出したディフェンシンタンパク質とダイコンから取り出したディフェンシンタンパク質のアミノ酸配列を比較し、病原菌にどれくらい強いかなを実験。 実験2：様々な種から取り出したディフェンシンタンパク質のアミノ酸配列を比較し、いもち病菌にどれくらい強いかなを実験。	同上
論文「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」（甲8）	筆者らは、各種アブラナ科野菜におけるディフェンシン遺伝子の存在を確認し、その遺伝子群を単離するために、キャベツ、コマツナ、ノザワナ、ハクサイ、カブ、カラシナ、ワサビダイコンおよびナタネの合計8種類のアブラナ科野菜を供試 ¹ してディフェンシン遺伝子を単離した。（230頁右段13～19行目）	筆者ら（川田 元滋氏ほか2名）
	筆者らは、酵母でのディフェンシンの発現系とともに、大腸菌での発現系の確立を目指して条件検討を行ない、大腸菌の培養温度の調節など条件の最適化によって、活性あるディフェンシン蛋白質を精製・回収する方法を確立した（図1）。（230頁右段下から3行目～231頁左段2行目）	同上
	次に、カラシナ由来のディフェンシンを用いて、イネの主要病害の原因菌であるいもち病菌（……）に対する抗菌活性を調べてみた。（231頁左段3～5行目）	同上
	さらに同様の手法を用いて、イネの主要病害の原因菌の一つである紋枯病菌（……）に対してもディフェンシンの抗菌活性を測定した（231頁右段1～4行目）	同上
	筆者らは、植物型ディフェンシンの抗菌活性の増強に関わることが示唆されている4箇所のアミノ酸配列に注目し、1～4個所のアミノ酸置換を組合わせて合計15種類の改変ディフェンシン遺伝子を作製し、いもち病菌に対する増殖抑制効果を調べた（232頁右段24～28行目）	同上

¹ 性能を調べるために実験や試験などに提供すること。また、その物。（デジタル大辞泉）

	筆者らは、いもち病菌や紋枯病菌といったイネの複数の重要病害の原因菌に対する増殖抑制効果を示すことをin vitro の抗菌活性試験によって明らかにするとともに、カラシナ由来のディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネを作出し、複合病害抵抗性検定を実施した（２３３頁左段１２～１６行目）。	同上
	筆者らは現在、ディフェンシン、抗生物質および農薬の有効成分を用いて耐性菌の出現頻度の比較解析研究を進めている。（２３３頁左段下から１０～８行目）。	同上

４、誰が実験ノートの作成者か（川田氏）

では、以上の各実験において誰が実験ノートを作成したか。それは言うまでもなく、実験の主体（実験を実施した者）である。具体的には、上記の表からも明らかな通り、川田元滋氏その人である。甲６・同７の実験成績証明書（そこには川田氏しか記載されていない）は言うまでもなく、論文（甲８）も、そこに表示された川田氏のあとに続く２人の筆者は、川田氏の研究を管理する上司（研究推進責任者など。甲１３の２枚目の表を参照）であり、彼らが実験を実施しなかったのは明らかだからである。

これに対し、被告は、従前から、川田氏が実験ノートを作成したことを首尾一貫して否定し、直近の準備書面（２）においても、甲６～８の書面に示された各実験においても川田氏が実験ノートを作成したことを否定する（１～２頁）。しかし、これは虚偽以外の何ものでもない。なぜなら、もし真実、被告の主張の通りだとするならば、以上の各実験において実験ノートを作成している以上、誰がその実験ノートを作成したのか、それを明らかにできる筈である。しかし、被告は決してこれを明らかにしようとししない。より正確には、被告は明らかにしようとししないのではな

くて、明らかにできないのである。なぜなら、川田氏以外に「実際に実験を担当していた者」（被告準備書面(2)2頁6行目）はいないからである。

5、本研究プロジェクトで実施された実験と実験ノートについて2（大島正弘氏）

原告は、準備書面（1）において、次のように主張した。

《大島氏が、本研究プロジェクトとして1996年10月（乙1）から開始された「ディフェンシン遺伝子を導入した組み換えイネ系統の屋内栽培実験」において、研究チーム長の川田氏に続いて、本研究プロジェクトの研究担当者として名を連ねていたことは被告のプレス発表の通りである（甲13）。そして、大島氏の専門も川田氏と同様、バイオテクノロジーの技術を駆使して遺伝子組換えイネを作り出すことである。それゆえ、上記の通り、チーム長の川田氏の実験ノートが存在することが明らかな以上、大島氏の実験ノートも存在することは自明である。》（7頁）

これに対し、被告は、準備書面（2）で次の通り反論した。

《大島氏は、川田氏からの求めに応じて、本件各実験の研究グループに必要な遺伝子のプロモーター（……）を提供した者であり、プロモーターの提供者として上記各実験に貢献はしている。……本件各実験の研究チームのメンバーではなく、本件各実験それ自体には何ら関与していない》（2頁末行～3頁6行目）

しかし、これも虚偽以外の何ものでもない。大島氏が取り組んだ新規プロモーターの開発こそ本研究プロジェクトの第一の成果だからである。その証拠に、被告は、2003年、「我が国独自の技術で安心な組換えイネを開発」と銘打った被告のプレス発表（甲13）で、次の通り、本研究プロジェクトの成果について、【独自に開発した新技術】という見出しを掲げて率直にアピールしている。

《本研究では、……今回の組換えイネは皆さんの安心感に配慮し、導入遺伝子は可食部で働かないように、以下に示した我が国独自の要素技術を主体として作り出したものです。

1.可食部で遺伝子を働かせない技術

……(中略)……

1) 可食部で遺伝子を働かせない技術の詳細

北陸研究センターでは、遺伝子の働きを制御する「スイッチ」の役割を果たすプロモーターをイネから独自に取り出すことに成功し（特許出願中）、可食部で発現しないように工夫しています。》（甲13、1枚目）

すなわち、被告の一部門である北陸研究センターが本研究プロジェクトの第一の成果として開発に成功し、特許出願中と誇らしげに語る新技術こそ、その前年（2002年）大島氏らを発明者として特許出願した発明（甲14）そのものである。この意味で、大島氏もまた川田氏と並んで、本研究プロジェクトの中核部分（新たなプロモーターの開発）を担ったのである。

以上から、本研究プロジェクトで新たなプロモーターの開発のための実験、少なくともその開発に関する特許出願の書面（再公表公報。甲14）に記載された以下の各種の実験が発明者である大島氏と大概寛氏により実施されたことが認められる。

書面	実験の概要	実験の主体
再公表公報 （甲14）	実施例1：cDNAライブラリーを利用した特異的プロモーターの同定（17頁）	発明者（大島正弘氏ほか1名）
	実施例2：選択したプロモーターの特異性の確認（21頁）	同上
	実施例3：プロモーター領域の取得（21頁）	同上

	実施例4：カルス特異的プロモーターを用いた機能性植物の作出（21頁）	同上
	実施例5：葉特異的プロモーターを用いた機能性植物の作出（22頁）	同上
	実施例6：胚乳で発現しないプロモーターを用いた機能性植物の作出（23頁）	同上
	実施例7：カルス特異的発現を駆動するクローンのプロモーター領域の有用性の実証（24頁）	同上
	実施例8：胚乳で発現しないプロモーター領域の有用性の実証（24頁）	同上

6、誰が実験ノートの作成者か（大島氏）

では、以上の各種実験において誰が実験ノートを作成したか。言うまでもなく、実験の主体（実験を実施した者）である発明者である。すなわち、発明者である大島氏ほか1名が作成したと認められる。

これに対し、被告は、準備書面（2）においても、新たなプロモーター開発のための実験において、大島氏が実験ノートを作成したことを否定しない。単に、彼のこれらの開発と実験が本研究プロジェクトに「何ら関与していない」と言い張るだけである（準備書面（2）3頁5行目）。しかし、前述の通り、新たなプロモーター開発は本研究プロジェクトの第一の成果である。従って、新たなプロモーター開発のための実験で大島氏が作成した実験ノートは「本研究プロジェクトの中で作成された実験ノート」にほかならない。

7、小括

以上から、本研究プロジェクトにおいて、川田氏及び大島氏作成の実験ノートが存在することは疑いを入れない。

第2、法人文書目録(2)の文書の法人文書性

1、組織共用文書性の判断（一般論）

行政機関の保有する情報公開に関する法律（以下、行政機関情報公開法と略称）が、法律名に「情報公開」をうたっているにも関わらず、国民が有する開示請求権の対象を「情報」とせず、「行政文書」と構成したのは、《対象を「情報」とした場合には、その範囲を確定するのが困難であった……》（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」〔以下、詳解と略称〕22頁）といったあくまで法技術的な理由にすぎない。従って、「行政文書」の範囲を確定するにあたっては、情報公開の原点に帰り、《政府の説明責務をまっとうされるようにするという本法の目的に照らして必要十分なもの》（詳解22頁）解すべきである。

以上の理は、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（以下、本法という）においてそのまま妥当する。すなわち、国民が有する開示請求権の対象は「情報」ではなく、「法人文書」であるが、「法人文書」の範囲を確定する（つまり組織共用文書性の有無の判断）にあたっては、情報公開の原点に返り、《独立行政法人等の説明責務をまっとうされるようにするという本法の目的に照らして必要十分なもの》解すべきである。

この見地から、行政機関情報公開法も本法も、《決済、供覧等の手続を要件とせず、業務上の必要性に基づき保有している文書であるかどうかの実質的な要件》（詳解22頁）でもって組織共用文書性の有無を判断すると解されている。この意味で、文書に記載された情報が未整理・判読しづらいものかどうかは組織共用文書性の判断にとって関係ない。それはちょうど国立病院の医師のカルテ（診療録）がたとえどんなに未整理・判読しづらいものであっても、行政機関の保有する個人情報の保

護に関する法律上の（同時に、本法の）組織共用文書に該当するのと同様である。

他方、上記の「実質的な要件」に照らし、①《職員が……専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）》（詳解24頁）言い換えれば《他の職員の利用を全く予定していないような職員の個人的なメモ》（松井茂記「情報公開法第2版」89頁）は組織共用文書に該らない。或いは、②《職員の個人的な検討段階に留まるもの（決済文書の起案前の職員の検討過程の文書等。）》（詳解24頁）は、決済文書の起案完成と共に不要となり廃棄される運命にあるいわゆる「その場限りのもの」についても、組織共用文書に該当しない。

2、実験ノートの組織共用文書性の判断（具体論）

では、独立行政法人の研究活動の中で作成される実験ノートは組織共用文書に該当するのだろうか。

(1)、まず、被告は《単なる数字や記号の羅列であるなど、当該研究者にしか理解できない記載がなされることが多い》（被告準備書面(1)2頁）と実験ノートが未整理・判読しづらいものであることを強調する。しかし、前述の通り、この点は医師のカルテと同様、組織共用文書性の判断にとって全く関係ない。

(2)、次に、実験ノートは、上記の①の《他の職員の利用を全く予定していないような職員の個人的なメモ》のようなものであるか。

この点、原告準備書面(1)で指摘した通り、《単独の研究者ではなく、共同研究者たちの手で遂行されるのが現代科学の一般的な研究スタイルであり、本研究プロジェクトも共同研究である。……（被告準備書面(1)6頁以下も同様である）。従って、

共同研究遂行の過程で個々の研究者が作成した実験ノートは、少なくとも共同研究者間で見せ合い、被告に帰属する実験データの情報を共有する。》(9頁) また、
《本研究プロジェクトの研究担当者は上記管理者兼共同著者に対し、定期的に、実験ノートを整理した報告用のレジメを作成・提出するのみならず、必要に応じて、実験ノートを見せ、指導を仰ぐことは科学研究の常である。》(9頁)

つまり、実験ノートは他の職員(共同研究者・上司の管理者)の利用を予定しており、従って、組織共用文書に該当する。

(3)、さらに、実験ノートは、上記の②の《職員の個人的な検討段階に留まるもの……決済文書の起案完成と共に不要となり廃棄される運命にあるいわゆる「その場限りのもの」》であるか。

この点も、原告準備書面(1)で指摘した通り、《被告の決定書(甲4)によれば、
《研究を行う場合、チーム長から各研究員に対し、研究課題について包括的な指示が行われ、各研究員は、それに従い実験等を行うが、そこで得られたデータは、各研究員が管理している。また、各研究員は、チーム長に対して、実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況などを報告している》(28枚目①)。しかし、上記報告書が作成されたからといって、それと共に実験ノートが不要となり廃棄される運命にある訳ではない。なぜなら、実験ノートとは《研究室が火事になったら、まっさきにつかむ》くらい重要なものだからである。研究において
《実験の生データより大切なものではありません》、たとえ研究室が火事で焼けて論文や実験装置が焼け落ちても、実験《ノートがあれば論文が書けるし、実験計画が立てられるし、その実験結果をもとにいろいろ組み立てていけるからです。もしもノートがなくなったら、研究室にいなかったのも同然》(甲15「アット・ザ・ベンチ

ーバイオ研究完全指南 アップデート版」93頁) だからである。従って、それは研究遂行の間、くり返し参照され、検討されるものであり、また研究成果の論文・報告等「作成のための基礎資料」でもある。》(9～10頁)。

つまり、実験ノートとは「その場限りのもの」とは正反対の性格を有する、研究成果の論文・報告等「作成のための恒久的基礎資料」であり、従って、組織共用文書に該当する。

以上から、独立行政法人の研究活動の中で作成される実験ノートは組織共用文書に該当する。

3、本件実験ノートの組織共用文書性の判断

(1)、以上の理は被告の本研究プロジェクトにおいて作成される本件実験ノートにもそのまま妥当する。

(2)、その上、被告自身が、2008年2月12日付本件処分において、実験ノートについて、不開示理由として法5条4号ホ及び同号ニに該当するとして全部不開示としたのであるから(甲2別紙1法人文書3)、その前提として実験ノートが「法人文書」であると判断していたことは明白な事実である。

(3)、さらに、被告が次の通り主張をしたことによって、この結論は完璧なものとなった。

- ①《実験データそのものが機構に帰属する》(甲4. 被告の決定書29枚目③)
- ②《各研究者は、実験データについては、善良な管理者の注意をもって管理に当たるものとし、外部への持ち出しは原則禁止されていた。研究者が退職する場合は実験ノートは個人で廃棄するものとされ》(5頁2～4行目)

なぜなら、

①について、《「実験データそのものが機構に帰属する」ことから、文書（実験ノート）の保存・廃棄状況について、研究者は被告の了解を得ずに実験ノートを勝手に処分（第三者に提供・公開。廃棄）できないことが導かれ》るが（原告準備書面（1）10頁8～10行目）、これは②において被告もまた認めたことである。つまり、②について、前半の「各研究者は、実験データについては、善良な管理者の注意をもって管理に当たる」とは、とりもなおさず、各研究者が実験データが記述されている実験ノートを善良な管理者の注意をもって管理する義務を負うことを意味し、後半は研究者が退職する場合に実験ノートを私物として自由に取り扱うことは許されず、必ず「廃棄する」義務を負うことを意味する。

その結果、これまで被告が強調してきた、実験ノートとは《あくまでも研究者自身が個人的に使用するために作成したもの》（同書面3頁下から2～1行目）で「私的な手控え」（被告準備書面（1）4頁2）、つまり私物にすぎないという論点は、被告自身が《実験データそのものが機構（注：被告）に帰属する》ことを認めたため、実験データが記述されている実験ノートに対して被告の支配権能が及ぶことを認めることになり、実験ノートが私物であることを自ら否定したことになったからである。

4、本件審査会の答申の問題点

これに対し、本件審査会の答申（乙2）は、法人文書であるか否かは、知的財産権対策という観点から、研究の管理体制の強化が果たされたかどうかで判断すべきであるという見解を述べている（78頁以下）。しかし、実験ノートが法人文書であ

るか否かという問題は、本来、組織の研究成果を組織内部で共用するかどうかという純然たる組織内部の利用の問題である。これに対し、知的財産権の対策とは、本来、組織の外部（研究開発のライバル）に対し、研究成果を守るするというあくまでも対外的な防衛の問題のことである。上記答申は、組織の研究成果を組織内部で共用するかどうかという問題（組織共用）と組織の研究成果を組織外部との競争から守るという問題（知的財産権対策）を混同したものであり、失当というほかない。

5、小括

以上の通り、情報公開の原点に立ち帰り組織共用文書の意義を吟味し、実験ノートが「その場限りのもの」とは正反対の研究成果の論文・報告等「作成のための恒久の基礎資料」の性格を有することを踏まえ、さらに本件実験ノートの管理・廃棄状況を踏まえたとき、本件実験ノートが「法人文書」に該当するのは明らかである。

第3、成績・計画概要書に関する瑕疵について

原告は、従来、成績・計画概要書が存在している以上、原告が異議申立をして、本件訴訟の対象となっている本件対象処分（2008年2月12日付法人文書不開示処分のうち別紙法人文書目録（2）記載に関する部分）の中に含まれる《「成績・計画概要書」が存在しないため不開示であるという処分》は被告が文書の特定を怠った違法なものであるという立場であった。だが、本裁判で原告が最も求めているのは実験ノートの法人文書性の点である。この中心論点に集中するため、原告は、被告が「成績・計画概要書」について追加の処分をするのであれば、これ以上争わない。

第4、今後の進行について

今後の立証として、別紙の証拠申出書の通り、東京大学大気海洋研究所教授の木暮一啓氏と被告職員で本研究プロジェクトのリーダーだった川田元滋氏両名の証人尋問を申請する。

その理由は、被告も準備書面（2）1～2頁で認める通り、川田元滋氏は本研究プロジェクトの企画・立案者であり、終始一貫した指導者であり、これまで種々の実験の中心的役割を担ってきた。にもかかわらず、被告は、本研究プロジェクトの実験に関し川田氏が実験ノートを作成したことは一切ないと主張している。これは科学研究の常識に照らしてあり得ないほど荒唐無稽の主張である。その荒唐無稽ぶりは、じかに、川田氏に本研究プロジェクトの実験の実態を尋問する中で、その上で、川田氏の尋問結果を生物系の実験を数多くやって来た研究者木暮一啓氏から「生物系の実験における科学の常識」という見地よりつぶさに検証してもらう中で、自ずから明らかになるからである。

以 上